

千葉公園総合体育館
ネーミングライツスポンサー企業募集要項

令和4年11月

千 葉 市

1 募集の趣旨

千葉市は、千葉市財政健全化計画に基づき、財源確保のため、千葉公園総合体育館のネーミングライツスポンサー企業を募集します。

2 募集主体

千葉市

3 施設概要

別紙「(仮称)千葉公園体育館の整備計画」参照

4 募集資格

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツスポンサー企業となることを希望する法人およびその他の団体
- (2) 「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」を満たす法人およびその他の団体
- (3) 市税等の未納がないこと
- (4) ひとつの名称標示であれば、複数企業合同での申込を可とします。(複数企業の名称が入った標示は不可となります。) この場合、必ず代表企業を定めることとし、応募申込書に、代表企業がわかるよう記載願います。

5 ネーミングライツスポンサー企業に提供するスポンサーメリット

(1) 名称(愛称)案

千葉公園総合体育館の「愛称」として、企業名または商品(ブランド)名を冠することができます。但し、募集する名称は施設の「愛称」であることから、千葉市都市公園条例において定める施設の名称の改正は行いません。

(2) 名称掲出対象物

千葉公園総合体育館への施設名称掲出(詳細は別紙「名称掲出対象物一覧」参照)

- ア 体育館正面 1か所(屋根詳細図(3):サイン取り付け部廻り詳細図)
- イ 体育館出入口 2か所(サイン詳細図(1):EX-1a)
- ウ 敷地内案内看板 3か所(サイン詳細図(1):EX-1b、EX-2)

6 募集条件

内 容	条 件	備 考
命 名 権 料	(※)原則、年間300万円以上	消費税及び地方消費税は別途。 (※)金額が条件額に満たない場合でも、名称案や地域貢献に関する付帯提案等の内容により、優先交渉権者を選定する場合があります。
契 約 期 間	3年間以上	契約更新に関しては優先交渉権があります。
名称使用開始の時期	体育館供用開始後 (令和5年4月を予定)	千葉公園総合体育館の供用開始時期に合わせて名称使用を開始する予定

7 制約・付帯条件

- (1) 契約期間中の名称（愛称）の変更はできません。
- (2) 名称掲出に伴う施設名称のロゴマークなどの制作費、看板製作費、工事費、電気代等の運営費、設置費及び契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツスポンサー企業側で負担していただきます。詳細については、市と別途協議の上決定するものとします。但し、施設名称看板以外の道路案内標識、施設内看板等の設置費及び契約期間終了後の原状回復に要する費用については、千葉市が負担します。
- (3) バス会社等へのバス停留所における看板変更等に係る経費について、別途負担金が発生した場合については、ネーミングライツスポンサー企業側で負担していただきます。
- (4) 「千葉市屋外広告物条例」及び「千葉市屋外広告物条例施行規則」を遵守していただきます。

8 選定方法等

- (1) 選定方法
市で設置する「千葉公園総合体育館命名権審査会」により、優先交渉権者を選定します。
- (2) 選定基準
千葉市の都市イメージ及び施設のイメージとの整合性、ネーミングライツに対する提示金額、契約期間、名称案や地域貢献に関する付帯提案の内容（地域スポーツの振興に寄与するもの）、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」との整合性等を総合的に勘案し選定します。
- (3) 選定結果の通知
選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された候補者を市のホームページなどで発表します。
- (4) 申込方法
別紙「ネーミングライツスポンサー企業応募申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、下記の申し込み先に持参または郵送により提出してください。
- (5) 受付期間
令和4年11月21日（月）から令和4年12月23日（金）午後5時まで持参・郵送のいずれの場合も令和4年12月23日（金）必着
- (6) 質問及び回答
募集要項の内容等に対する質問を次のとおり受け付けます。
 - ア 期間
令和4年11月21日（月）～令和4年12月12日（月）
 - イ 受付方法
別紙質問書により持参、FAX、電子メールで「8 お申し込み・問い合わせ先」まで提出してください。FAX、電子メールの場合は、電話で送信した旨をご連絡ください。
 - ウ 回答方法
令和4年12月16日（金）までに法人名等を除き、質問と回答を市のホームページで公表します。

9 お申し込み・お問い合わせ先

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 宛
TEL 043 (245) 5967 FAX: 043 (245) 5994
E-mail sports.CIL@city.chiba.lg.jp

○参考資料

- (1) 千葉市広告掲載要綱
- (2) 千葉市広告掲載基準
- (3) 千葉市屋外広告物条例
- (4) 千葉市屋外広告物条例施行規則